

# 伊那市不妊・不育症治療費助成事業の改正について

## 1 目的

不妊・不育症治療は、精神的・身体的また経済的にも負担の大きい治療であり、これまでも少子化対策の充実及び経済的負担の軽減を目的に、治療費の助成を行ってきた。

今回、助成上限額の増額及び助成対象者の範囲拡大を行うことにより、妊娠を望む夫婦が経済的負担を理由に治療をあきらめることなく、安心して治療が受けられる環境の整備を進める。

## 2 改正内容

(1) これまで1回の治療費に対する助成は、不妊・不育症治療に要した費用から県等からの助成金を控除した額の1/2以内で10万円を上限としていたが上限を20万円に増額する。

(2) これまで対象者は、県が支給する助成金の対象者に限定してきた。

夫婦の合計所得が基準を超えるため県の助成金対象とならない方もあり、夫婦の合計所得が730万円を超える場合についても市独自に助成対象とする。

## 3 開始時期

改正の施行期日は、令和2年10月1日からとする。ただし、令和2年4月1日から9月30日までに治療が終了した夫婦も遡って助成の対象とする。

## 4 予算措置

令和2年9月補正予算にて、改正による必要経費を計上

## 5 参考

### (1) 不妊・不育症治療費助成の実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
件数	36	43	34	51	51
助成金額(円)	2,986,606	2,983,700	2,053,563	3,533,214	3,623,241

### (2) 改正前後の比較

#### ① 初回治療で、治療費60万円の場合

現行	県助成30万円	市助成10万円	自己負担20万円
改正後	県助成30万円	市助成15万円	自己負担15万円

#### ② 2回目以降の治療で、治療費55万円の場合

現行	県助成15万円	市助成10万円	自己負担30万円
改正後	県助成15万円	市助成20万円	自己負担20万円